

第 299 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 2 年 12 月 7 日(月)15:00～16:00

場 所：経済産業省 別館 1 階 103-105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第299回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に資料の取扱い等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第 1 部につきましては公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けず、後日議事録を速やかに公開する。第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

○八田委員長　今、説明があったとおりにしたいと思いますが、御異存ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異存がありませんでしたので、そのようにさせていただきます。

まず、議題 1 は「電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の取りまとめについて」です。これは恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　資料 3 でございます。本年 7 月にこの委員会で、電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合を設置するということが決定されまして、その後、この専門会合は 4 回開催されまして、先日、11月27日に検証結果が取りまとめられてございますので、その内容について御報告させていただき、また、今後の対応について御審議いただければと思っております。

資料 3—1 に取りまとめの本文がついてございます。この検証会合に委員の方々には、

かなりしっかりとこれまでの電取委の活動を評価していただき、その上で、今後注力すべき事項を御指摘いただいておりますので、少し長くなりますが、内容を少し丁寧に御説明させていただきます。

まず、この資料の3-1の1枚目、1. は検証の背景でございます。

その下ですが、2. に検証の進め方が書いてございます。この進め方は、当委員会と関連する各分野について、システム改革の狙いに立ち返り、その進展状況を評価し、また、電取委が果たしてきた役割を評価する。それを通じて、今後注力すべき課題の有無を明らかにしたという形で進められたわけでございます。

また、飛びまして、3ページ目から電取委はどういう組織であったかということが書かれてございます。

飛びまして、4ページ目が電取委の役割として、法律に基づき電取委が処理することとされている事務を整理してございます。

この中で、最後でございますが、5ページの一番下のところ、これをまとめるとございますけれども、電取委の役割は何かということは、この後の電取委のこのような活動の検証の分析において重要な点でございますので、電取委の役割は、法律に明記されていないものの、その専門的な知見を活用し、大臣に意見等を行うことによって、電力・ガスの適正な取引の確保を図ることが主目的であると言える。まず電取委の役割を1回ここで整理されてございます。

この後、まず、各分野ごとに分析がなされておまして、まず4-1は、小売全面自由化についてでございます。小売部門についての評価でございます。

6ページの2)でございますが、小売部門の現状の評価としては、新規参入者のシェアが増加し、多様な料金メニューの登場により需要家の選択肢は拡大するなど、電力システム改革は着実に進んでいるという形で評価がされてございます。

この後、参考資料がずっとついておまして、11ページの頭から電取委のこれまでの取組についての評価ということで、小売分野での取組について評価がなされてございます。ざっといきますと、まず電力の小売営業に関する指針を作り、それから相談窓口を設置して、これまで5,000件もの需要家からの相談に対応してきた。

不適正な営業行為等を把握した場合には、業務改善勧告や文書指導等により、それを是正するよう指導してきた。

電気の小売規制料金の経過措置を解除する基準について整理いたしまして、2020年4月

時点では、全ての地域において経過措置を存続させることが適当と判断するというところも行っている。

こういうことから、まとめとしては、小売市場については、新電力のシェアも年々拡大し、旧一般電気事業者間の競争も活発化している。他方で、消費者トラブルが急増するといった状況は見られていない。こういった市場の状況も踏まえると、電取委がこれまで講じてきた取組は、十分に効果を上げてきたと考えられるということで、電取委は十分に期待された役割を果たしてきていると評価されてございます。

小売分野について、今後注力すべき事項がこの後に記載されておりまして、14ページの上からでございますが、大きく3点記載されてございます。

1つは、さらなる競争の促進には、消費者が正確な情報を得やすいことが重要。したがって、電取委は、小売事業者における電源構成等の情報提供の充実や、料金比較サイトの公平性、中立性の確保などについて引き続き注力すべき。また、電取委自らも消費者向けの広報を充実させることが重要とされてございます。これが1点目。

料金メニューがさらに多様化する中で、他の商品とのセット割などにおいては複雑な解約手続とするなど、これまでになかった競争制限的な行為が生じることもあり得るということで、こうしたものも含めて、引き続き不適正な営業行為等については迅速に対応することが重要。これが2点目。

3点目としては、システム改革が当初期待していた需給逼迫時に価格シグナルに応じて需要を抑制するといったデマンドレスポンスの取組はいまだ広く普及するには至っていない。電取委においても、こういった取組の拡大に向けて、より積極的に役割を果たすことが期待されるということが指摘されてございます。

15ページからが卸関係でございます。これについては少し飛びまして、現状の評価としては、17ページの途中から記載されてございますが、卸市場については、スポット市場における取引量が電力需要全体の35%に達するなど、新規参入者が卸市場を通じて、必要な供給力を確保できる環境が実現しつつある。また、スポット市場による取引を通じ、広域メリットオーダーによる発電計画の最適化が図られるようになるとともに、適切な価格シグナルが発信されるようになってきている。このように改革は着実に進んでいると言えるかとされてございます。

この卸分野におけます電取委のこれまでの取組についての評価でございますが、ざっとポイントだけ申し上げますと、まず、望ましい行為や問題となる行為を改めて整理し、適

正取引ガイドラインの改定を建議した。

高値でスポット市場に売り入札を行っていた東電E Pに対して、業務改善勧告を行うなど、問題のある行為については是正をしてきた。

この下でございますが、旧一般電気事業者の社内取引の取引所を介した売買、いわゆるグロスビディングの促進。旧一般電気事業者が買い取ったF I Tの余剰分を全量市場に0.1円で売るということは合理的であると整理したというようなこと。

旧一般電気事業者における発電・小売間の不当な内部補助を防止するため、内外無差別に卸売を行うことをコミットするよう要請したということ。

容量市場において問題となる行為がなかったかを確認することを行い、また、その分析を通じ、経過措置等の在り方について、検討を行うことが適当であるということを指摘したということ。

そういったことをやってきて、こういった取組の多くは、旧一般電気事業者が電源の大部分を保有するといった市場構造の中で、卸市場における公正性を確保しつつ、取引量を増大させ、市場メカニズムが機能するようになっていくという面において、効果を発揮してきているということで、期待された役割を果たしてきていると評価されてございます。

この卸分野において、今後注力すべき事項が21ページから記載されてございます。これについては、引き続き一部のエリアにおいては、旧一電が市場支配力を有する状況となっているということから、引き続きエリアごとの市場の状況を分析し、積極的に措置を講じて、公正性を維持するとともに、競争を活性化していくことが重要。

その際、今後、需給調整市場、容量市場、あるいはF I P制度の開始などといったことがあるので、こういった仕組みが全体として公正かつ効率的に機能するようになっていくことが重要。

具体的には、複数の市場をまたいだ相場操縦を含めて、監視体制を強化する。それから旧一般電気事業者における発電・小売間の不当な内部補助の監視など、あるいは容量市場の監視など、引き続き市場の公正性の確保に注力していくべき。

また、制度改善、制度設計についても、積極的に検討し、提案していくことが望ましいということが記載されてございます。

その次、22ページからは送配電関連の分野についての評価でございます。

24ページに、これまでの電取委の取組についての評価がなされてございますが、結論としては期待された役割を果たしてきていると言えるということで、託送料金の審査を行い、

事後評価を行ったということ。問題のある行為について、それを速やかに是正するように勧告等を行ったということ。法的分離と併せて導入される行為規制の詳細について検討し、大臣に建議をしたというようなことをやってきた。調整力、インバランス精算という面で、制度面で改善すべき点を把握し、積極的に検討を加えて、改善策の提言を行ってきたということで、例えば2020年度以降のインバランス料金の詳細設計を行い、それを提言したというようなことが書かれています。

このように送配電関連の分野においても、これまでのところ期待された役割を果たしてきていると結論づけていきます。

この送配電分野における今後注力すべき事項ということについては、28ページから記載されていますが、送配電分野については、新たな託送料金制度と基幹送電線利用ルールの抜本的な見直しへの対応が特に重要だということが指摘されています。

まず、この新たな託送料金制度については、今後の送配電インフラ整備の要となるものであり、その詳細設計と料金審査を行う電取委の役割は大きい。電取委においては、送配電設備の整備、維持、運用や系統運用などにおいて専門的知見を有する者を確保するなど、必要な体制を整備し、その設計と運用を適切に進めることが重要である。

また、発電側基本料金についても、負担の公平性や適切な発電立地の促進という観点で重要な制度であり、適切な制度となるよう詳細設計を行うべき。

また、基幹送電線利用ルールの抜本の見直しについても、新たな混雑管理方法や費用負担が適切なものとなるよう、具体的な提言をすべきというように指摘されています。

その次、30ページからガスについての評価でいきます。

まず、現状の評価については、新規参入者のシェアが増加し、また、多様で安価な料金メニューが提供されるようになってきており、改革は着実に進んでいると評価されています。

電取委の取組については、また少し飛びまして、33ページの真ん中から記載されていますが、これまでの取組を評価すると以下のとおりであるということで、小売事業者が遵守すべきルールを明確化した上で、問題となる行為が見られた場合には、それを是正するように指導等を行ってきたということ。

34ページになりますが、託送料金の審査を行い、また、事後評価をやってきたということ。ガス市場の特徴を踏まえて、競争活性化に向け、ガス供給源の拡大や小売事業者がガス供給源にアクセスしやすい環境づくりなどに取り組んできたということで、結論として

は、これまでの取組の多くは、実際に効果を発揮しており、適正なものであったと言えるということで、ガス分野についても、期待された役割を果たしてきていると結論づけられてございます。

このガス分野において、今後注力すべき事項ということですが、これについては、各エリアともガス製造設備を有している事業者の数が少なく、またエリア間がつながっていないということで、卸市場における競争がいまだに限定的だろうということで、電取委においては、こうした実情を十分に踏まえた上で、公正な取引の確保と競争の活性化に取組を進めることが重要。

具体的には、大手事業者が内外無差別な卸供給を行うようにしていくことが重要ということで、当面は、高額な違約金を取る長期契約の是正でありますとか、新たに開始されたスタートアップ卸について、それが有効に機能しているかを分析し、課題がある場合には改善を求めていくことが重要であるといったことが指摘されてございます。

この検証においては、関西電力におけます事案への対応についても検証が行われてございます。

まず、関西電力への事案への対応でございますが、事案を把握した後の対応については、電取委に期待される役割は、電力等の適正な取引の確保であるということですので、その観点から問題となる行為があった場合には、その実態を把握し、是正や再発防止を求めるなどの対応を取ることが求められている。ただ、この点について、関西電力の第三者委員会の報告書によれば、この事案は、電力取引とは直接関係のないコンプライアンス違反事案であったということなので、また、これによって電気料金への影響があったのではないかと指摘があるが、以下の理由から今回の事案によって電気料金に何らかの影響があったとは考え難いという分析がなされた上で、結論としては、本事案は、電気料金への影響も含めて、電力の取引において問題があったというのではなく、適正な取引の確保という観点で、電取委がその知見を活用し、業務改善勧告などを行うような事案ではなかったということで、電取委の役割を踏まえると、本事案に対する電取委の対応、すなわち自ら調査等をしなかったということについて、特に問題となるものではなかったと考えられるとされてございます。

今申し上げたのは事案が発覚した後の対応ですが、報道で明らかになるまでこの事案を把握できなかったということについても、結論としては電力の取引において問題があったものではなかったということなので、報道で明らかになるまで、事案を把握できなかった

ということについて、特に問題となるものではないと考えられるとされてございます。

この後、監査で把握できなかったこと、あるいは相談窓口に情報がなかったということについても特に不自然なことではない旨の記載がございませう。

これについての今後講ずべき措置については、実はもう一部対応済みでございませうが、特に託送料金については競争がない、また、定期的な洗い替えがないということで、仮に一般送配電事業者において工事発注金額の水増し等によって不当な支出増があった場合には、料金の値上げにつながるものではないものの、託送収支の超過利潤が減りますので、料金の将来の値下げを遅らせることにつながる可能性があるということから、一般送配電事業者による不適正な発注等による支出増については、超過利潤の計算において費用として扱ってはならないということをも明確化するという工夫を検討すべき。また、電取委は監査等において、これが適正に実施されているかを確認していくべきという指摘がされてございませう。

関西電力の事案についての対応の検証は以上でございませうが、それとは別途、その際に電取委への意見聴取なく業務改善命令が発出された事案への対応についても検証がなされてございませう。

40ページの真ん中辺りでございませうが、これについては少し厳しい意見をいただいております。電取委の対応について、法執行に関与する機関として手続の適正性は重要であり、電力・ガスの取引の適正性や市場の公正性を確保するという役割を担う電取委が手続の瑕疵について甘い対応をするのは、行政の信頼性を損なうおそれがある。したがって、本事案への電取委の対応としては、資源エネルギー庁に対してまずは業務改善命令の撤回を求め、その上で処分内容を精査すべきであった。

万が一今回と同様の事象が発生した場合には、内容のいかんにかかわらず、まずは大臣に対し、処分の撤回を求めるべきであるといった御指摘をいただいております。

こういったことを踏まえて、42ページ目からは、組織及び運営についての検証がなされてございませう。

この下、2)から組織の在り方についての評価が記載されてございまして、これについては、電取委は、問題となる行為があった場合には、事業者に対し是正措置や再発防止を講じるよう勧告などを行ってきている。これまで必要な取組を中立的かつ適切に講じており、また、それらによって事業者の問題となる行動は是正されていて、効果を上げていると言える。さらに、こういうことを行うに当たり、意図していた措置が実施できないといった

不都合は生じていないと考えられるということでございます。

また、電取委は23件の建議を行うなど、制度改革についても提言を積極的に行っていて、これを進めることが妨げられているといった事象も生じていない。また、建議したものの多くも制度改革に結びついているということで、実効性という観点からも問題は生じていないという分析をした後で、結論としては、電取委は期待された役割を適切に果たしていると評価され、また、その活動が制限されるといったことは生じておらず、さらにその意思決定において中立性、独立性が侵されたことはないと考えられるということで、現行の法的位置づけや委員の任命の在り方等に問題はないと評価できるとされてございます。

なお、この国会審議の場で、関電の事案に対する対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘があったということで、これを踏まえ、その中立性、独立性について、外部から懸念を持たれないようにすることについても努めるべきであるという指摘がされてございます。

これを踏まえまして、組織及び運営について、今後留意すべき事項、3つ大きく指摘されてございます。

1点目は、事務局の体制強化ということでございまして、これから新たな託送料金制度の設計、運用など、電取委が取り組むべき課題が量的、質的にも拡大すると見込まれるということで、その役割を適切に果たしていくためには、事務局の体制強化が必要。

具体的に専門人材の確保、活用を強化することが重要ということ。外部専門家の活用に加えて、事務局職員の全体の知見の向上も必要ということで、各職員が有する知見、特に専門的知見を有する任期付職員の知見が組織内に蓄積、継承されていくようにすることが重要ということで、例えば一部の職員について、長期継続して勤務するといった工夫も検討すべきという指摘も受けてございます。

独立性の観点から、資源エネルギー庁と電取委の人事異動が独立性を損なう要素になり得るという懸念があるが、他方で、幅広い職務経験が職員の視野を拡大させ、能力開発に寄与するということを考えると、今の運用も否定的な面ばかりとも言えないということで、独立性の確保に十分留意しながら、事務の遂行に当たることが重要であるという指摘をいただいております。

また、これからITの活用が重要になるということで、IT関連の専門的知見についても事務局の強化をすべきであるということも指摘いただいております。

2つ目の大きな指摘がミッションとその明確化ということでございます。これまで電取

委が取り組んできたこの3つの事項は引き続き重要である。ただ、今後、再生可能エネルギーの導入拡大などといった課題についても、競争や市場メカニズムを通じた効率性の向上という観点から電取委が積極的に提言を行っていくことが期待される。

こういったことが現状は電取委のミッションとして、法律等において明文化されていないということだけでも、継続性の観点から何らかの形で明確化することの検討が望ましいということで、適正な電力・ガス取引の確保といったことに加えて、公正な競争の促進とか、市場メカニズムを通じた効率性の向上といったことをミッションとして何らかの形で位置づけることが考えられるという指摘。

制度設計についても、どのような場合に電取委が制度設計を行うのかというのが不明瞭なところがあるので、既存の制度の改善か新たな制度の設計かにかかわらず、専門的な知見を活用して貢献できる場合は積極的に制度設計にも携わっていくべきということもより明確化すべきことが望ましいという指摘もございます。

最後が透明性のさらなる向上と広報の強化ということでございまして、電取委が引き続きその役割を果たしていくためには、公正、中立な機関として、今後とも信頼されることが不可欠であるということで、透明性を高めるなどにより、外部からの信頼を高める。これに加えて外部から疑念を持たれないことも重要であり、引き続き情報公開に努める、あるいは分かりやすく情報発信するということが、それから、どのように見られるかも含めて、あらゆる観点からより一層中立性、独立性を高めることにも考慮すべきということでございます。

これに加えて、少し重複になりますが、消費者などが正確な情報を得やすい環境をつくっていく、また、電取委がこういった者から意見や情報を吸い上げるということが重要であり、意見や情報を寄せやすい工夫が重要である。

最後に、業務改善勧告などの具体的な事例を積み重ねることがルールをつくっていくというアプローチもあるので、こういった観点で引き続き個別事案にも対応すべきということでございます。

これが検証でまとめられた内容でございまして、おわりにという中で、電取委がこの内容を真摯に受け止め、今後重点的に取り組むべき課題を改めて整理し、引き続き求められる役割を適切に果たしていくことを期待したいと記載されてございます。

内容は以上でございますが、この報告書で指摘された内容の中には既に対応済みのもの、現在検討しています制度設計等の議論の中で配慮すべきというもの、あるいは当委員会の

中長期的な方針として、また改めて議論すべきものが混ざっているかなと思っておりまして、事務局といたしましては、指摘された事項について、よろしければ事務局で分類いたしまして、それでこの資料3の下のほうにも書きましたが、特に中長期的に取り組むべきことについては、少しお時間をいただいて、委員の皆様で御議論をしていくことがよろしいのかなと思っておりまして、一応事務局としてはいただいたレポートに書いてあります指摘事項を少し分類した上で、特に中長期的なところを中心に今後御議論いただくように資料の準備などを進めていこうと思ってございますが、そういった姿でいいかどうかも含め、本日御議論をいただいて、それを踏まえて事務局で準備を進めていきたいと思っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。では、委員の方から意見を伺う前にステータスですけども、専門会合自体はもう終わったのですか。

○恒藤総務課長　専門会合自体はもう終わっております。

○八田委員長　この取りまとめで終わったのですね。そうすると、今の対応というのは、この報告に基づいて、これからどうするかという。

○恒藤総務課長　そういうことでございます。

○八田委員長　ということです。委員の皆様から御質問、御意見をお願いします。

○林委員　では、林ですけども、よろしいでしょうか。

○八田委員長　どうぞ。

○林委員　事務局からの説明ありがとうございました。外部評価委員会、しっかり評価されたということで、その方向性に従って、しっかり我々もやっていきたいと思っております。先ほど恒藤総務課長からも御説明がありまして、我々としましても対応済みのものとか制度設計の話とか、また、長期的なものはしっかり整理して、それぞれで適材適所でしっかりどう対応するかということを多分我々委員会でやるべきだと思っておりますので、事務局のほうでまず整理していただきまして、その後、我々委員のほうでいろいろ展開していくべきだと思っておりますので、ぜひ進めていただければと思います。

私のほうは以上です。よろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかに御意見はありますか。

○稲垣委員　稲垣からお願いします。

事務局の対応もこの委員会が設置され、運用されている段階での取組、説明、それから委員長もこちらへの説明など、本当に大変な御努力をいただいてきたことに感謝いたしま

す。また、内容についてもありがたいことだと思っております、今の恒藤さんの検討のとおり、作業を進めていただけたらと思います。

それで、作業を進めるときに論点として考えていただきたいことがあります。それは委員会の権限に関わること、特に例えば例の関電問題で、できればというか、本来であればこうすべきであったという指摘の中に、エネ庁の出した業務改善命令を撤回させるとか、撤回を求めるところがあります。これについては、当然、撤回を求める権限があるのかどうかというところが問題になるわけで、電事法の解釈として、事前に意見を求める以上、撤回を求める権限があるとか、建議の一般的な権限を使うとか、いろいろ遠くの条文を使うことがあるのだと思うのですけれども、やはり我々も御指摘の権限を行使する、あるいは活動するためには、きちっとした権限規定が準備されることがありがたいことだと思うのです。

というわけで、分類していく上で、検討結果の中で、これからこうすべきだということを実現する上で、権限規定がはっきりしているものはいいのですけれども、解釈とか不明瞭なもの、あるいは法的措置を必要とするものがないかどうか少し併せて検討していただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかにございませんか。

○圓尾委員　圓尾です。御説明ありがとうございました。

こうやって過去やってきたことを御評価いただいて、今後やるべきことをまとめていただいたのは非常にありがたいです。もし事務局で今後まとめる中で、この委員会でディスカッションされた中に、我々が過去やってきたことで評価できることだけではなく、こうやっていればよかったのにといったものが議論の中で少し出ていたのであれば、併せて教えていただきたい。小さいことでも構わないので、そういうものも教えていただければ、というのが1つ。

それから、我々がこの報告書を受けて今後何をすべきかを、まずはしっかり議論して煮詰めた上でないと、御提案いただいているような組織の強化も、具体的にどこをどう強化すべきかが見えてこないと思います。これは真摯に受け止めて、我々もしっかりとまずは何をすべきかを議論して煮詰めていきたいと思いました。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。どうぞ。

○北本委員 北本です。説明ありがとうございました。

いただいた課題については、私もぜひいま一度委員同士でお話をして、事務局とも今後のよりよい方向へ進めていく案で賛成です。よろしくをお願いします。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございました。

○稲垣委員 すみません、稲垣ですが、1点追加なのですが、よろしいでしょうか。

○八田委員長 どうぞ。

○稲垣委員 事務局が今後の検討を準備する上で、スコープをどのように考えるのかという問題があって、この指摘は非常に大事なもので、無視することは当然できないし、尊重して検討の課題というか、スコープの中に入れなければいけないと思うのですが、これへの対応を強く意識し過ぎると、本来、主体的に我々がスコープを考え、取り組んでいくべきことが軽んじられる可能性があると思うので、軸はやはり我々が本来なすべきことは何かという観点で考える中で、この指摘も大事な指摘として逃すことなく、落とすことなく検討する。ただし、ここにあまり引きずられる、ここで指摘されたことだけを検討すればよしというようなことはないようにしていただきたいと思います。

当然方法論としては、これに対する分類、検討ということをされるのでしょうけれども、先ほど圓尾さんの話にもありましたけれども、その中でいろいろディテールが出てきているかもしれないし、それから我々が本来考えている課題もあるわけだから、併せて我々に問題提起をしていただいて、我々が一生懸命考えるということをやっていたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

○八田委員長 それでは、林委員から追加のコメントが。

○林委員 最後の報告書のほうで、電力・ガスシステム改革がまだ道半ばということで、特に再生可能エネルギーの導入拡大とかエビデンス強化、新たな課題の対応も求められていると書かれていまして、まさに電力・ガスの取引に関して、専門的知識を有する電取委が果たすべき役割はさらに拡大していくと期待も込めてしっかり書かれているということもございますので、御承知のとおり2050年カーボンニュートラルということで、ある意味エネルギー全般、いろいろなことに関する大きな動きが今動き出そうとしておりますので、そういった意味では、我々電取委が我々の立ち位置で何ができてというすみ分けも含めて、こういうものも事務局側のほうで整理していただいて、第2フェーズ的なものとして、しっかりミッションとビジョンをもう一度見直していくという時期に来ているのかと思いま

すので、そこはまたぜひ事務局ベースで、我々と一緒に考えていくというフェーズになっているのかなと思っていますので、今後の第2フェーズとして、これを起点に頑張っていければと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。先ほど圓尾委員からこういうところは直した方がいいのではないかと指摘があったらという話ですが。

○恒藤総務課長　4回検証の会合をやりまして、各委員からは多くのコメントをいただきましたが、検証の委員の方々からいただいたコメントは大部分が実はこのレポートの中に書き込んでおります。それで、レポートを書く段階でもメールベースで各5人の委員ともかなりやり取りをしましたので、もちろんかなり細かいところは捨象してございますけれども、いただいた意見の多くはレポートに書いているということでございます。

ただ、これからいただいた指摘を整理する中で、今、圓尾委員がおっしゃったとおり、レポートでは少し省略した部分は追加で書き込んで、また議論の材料にしていこうと思います。

○八田委員長　ありがとうございました。私からは細かい点なのですが、この報告書の44ページに参考として外国との比較があるのです。何らかの形でこれを拡大したようなものが後でできるとしたら、まず財源について、米国、英国ではライセンスフィーを取っているということ。それから財源の規模をもしできれば注意していただければありがたい。

もう一つは、これで見ると、例えばFERCも政策当局、エネルギー省の中の独立機関だというのは、エネルギー省の間との人事交流というのが、1つは規制があるのかどうかということで、実態的にどのくらいの人事交流があるのか。それは英国についてもですが、予算と人事についての比較というのを将来見せていただけると、これを使う人にとっては非常に有用ではないかと思います。

ほかに委員の方からは御指摘は追加でございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、いろいろな御指摘がありましたけれども、今日の御指摘なども踏まえて、今後の対応をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○恒藤総務課長　承知しました。

○八田委員長　それでは、議題2です。議題2は「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、これは伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括ネットワーク事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。

資料4をお開きください。ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価でございます。

趣旨のところを御覧ください。旧一般ガスみなしガス小売事業者8社のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2020年11月30日に開催されました料金制度専門会合において事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただくものです。

主なポイントとして、1. 料金制度専門会合における事後評価の結果についてでございます。11月30日に開催された料金制度専門会合において、計8社につきまして、ガス小売経過措置料金に係る事後評価を実施したため、その結果を後ろにつけてございます。

スライド4をお開きください。このスライド4において、大阪ガスを除く8社のガス小売経過措置料金について、事後評価を行っていただくことを説明させていただきました。

その次に、スライド5におきまして、事後評価の内容を御確認いただきまして、矢印のとおり上記のステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することになる旨を説明させていただいております。

その上で、スライド8を御覧ください。具体的に、今度は数字の当てはめになりますが、このスライド8で御確認いただいております。まず、ステップ1でございますが、個社の3か年平均の数字が9社10か年の平均を上回っているかどうかなのですが、この表のとおり、京和ガスと熱海ガスの2社が対象になってございます。そのほかはノーになりましたので、この事後評価の対象から外れます。

続きまして、ステップ2が2つございまして、1つが超過利潤累積額による基準でございますが、この2社とも2019年度末超過利潤額が95、マイナス94、その下の一定水準額、この数字と比べて上回っていれば対象になるのですが、2社ともこの表のとおり対象外、ノーということになります。

Cの基準、自由化部門の収支による基準ですが、2か年、自由化部門のほうで赤字となっていれば対象になりますが、2社ともノーということで、対象外ということで、結果としまして、変更認可申請命令の対象になるかといいますと、8社ともノーということを御確認いただいております。

その上で、総評として評価の結果は今申し上げたところですが、結論といたしまして、

以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったとの報告を料金制度専門会合で取りまとめていただきました。

この報告を踏まえまして、最後の資料にあるとおりなのですが、本省所管の対象2事業者、東京瓦斯、東邦瓦斯ですが、11月11日付で大臣から本委員会委員長宛てに意見を求められていることから、委員会としてこの回答案のとおり、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでしたということで回答を行うこととしたいと考えております。

なお、地方局所管の対象事業者6社につきましては、事後評価の事務を委任している各地方局において、委員長名で経済産業局長宛て、回答を行うことになってございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対して、各委員から御質問、御意見を頂戴いたします。

(質問、意見：なし)

それでは、今の説明があったとおり、委員会として、経産大臣への意見回答とすることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がございませんでしたので、そのように意見回答することにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題3です。「ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について」、これは田中課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料5でございます。ネットワーク事業監視課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどはガスの小売のほうの事後評価ということでしたけれども、こちらに関しては、ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価ということでございます。

趣旨でございますけれども、11月30日に開催された料金制度専門会合において、一般ガス導管事業者及び特導の2019年度託送収支の法令に基づく事後評価を実施したため、その結果を報告するというところでございまして、当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答並びに経済産業大臣への経済産業省令の改正を建議することについて御審議いただくというものでございます。

1. でございます。こちらは託送収支に基づく事後評価の結果でございまして、こちら

は2020年11月11日付で経済産業大臣等から本委員会宛てに意見を求められた2019年度託送収支について、11月30日に開催された料金制度専門会合におきまして、事後評価を実施いたしました。その結果ということでございますけれども、資料5—1ということで、こちらのほうになってございます。

こちらでございますけれども、ページ数でいきますと、6ページにございますとおり、全部で147社について事後評価を行ってございます。こちらの資料でいきますと、11ページにございますとおり、超過利潤額が一定水準を超過するというストック管理と、あとは想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しているかというところで判断するフロー管理でチェックを行っているということになってございます。

こちらは12ページにございますとおり、全部で一定水準額を超過していたところ、7社が超過をしているという評価をしてございまして、これらについては、変更命令の対象となり得るのでございますが、こちらは制度的措置の提案で、この後、御説明する建議の内容になってくるわけですが、南遠州パイプラインの託送収支計算書につきましては、当期超過利潤額が一定水準を超過した理由の確認をいたしましたところ、工事負担金収入を当期に一括して収支計算書に計上しまして、工事負担金収入が当期純利益に算入した結果、今期の当期超過利潤額が一定水準額を超過したものであるということで、こちらのほうにつきましては、15ページにございますとおり、一導の場合ということでいきますと、こちらは工事費で整備した設備の減価償却費は減価償却費が分割計上されていくわけですが、工事負担金のほうもそれに併せて収入のほうも分割して計上されるということで、1年目、2年目と収入に対する費用が対応する形で計上されていくわけですが、特導の場合というのは、原価償却費のほうは分割計上されるのですけれども、工事負担金のほうは一括計上されてしまいますので、1年目は当期純利益が大きくプラスになる一方で、2年以降というのは原価償却費の分だけマイナスが出るという形になっているということでございます。

したがって、今期の当期超過利潤額というのは、工事負担金収入によるもので、これは料金値下げは不可ということでございますので、上記を回避するため、一導と同様の制度的措置を特導に対しても速やかに講じるべきではないかということでございます。

なお、今期については遡及適用できませんので、事業者ルールの設定ということで再提出を認めることとしてはどうかということで、既に先週再提出がなされ、南遠州パイプラインについては超過利潤は超過していないという結果を再提出が既になされているところでございます。

続きまして、フロー管理のほうでございますけれども、フロー管理につきましては、全部で18ページでございますが、26社が5%の乖離を超過しているということになってございまして、ただ他方で、こちらのうち4社に関しましては、今期料金値下げをする必要がない合理的な理由ということの説明がありまして、21ページ以下で説明をしていますが、各社とも一時的な需要増による乖離ということで、来年以降は乖離が解消するといった説明がなされておりまして、料金制度専門会合におきまして、各社とも合理的な説明がなされているということで評価したところでございます。

まとめということでございますと、29ページのような形でまとめ、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうかということで、この専門会合において取りまとめいただいたものということになっております。

スケジュールといたしましては、本日、法令に基づく意見回答ということで御審議いただきまして、経産大臣等に回答及び建議をいたしまして、来年さらに料金審査専門会合において料金値下げ届出の確認等を行いまして、取りまとめ結果の報告ということを最終的に行うこととしております。

最初のページのところに戻っていただきますと、以上のほうが事後評価の結果の取りまとめ、資料5-1ということで、したがいまして、経産大臣への意見回答ということについては、2. 以下の内容を回答することとしたいと考えておりまして、事後評価の対象事業者のうちの5事業者については、2019年の終了時点の超過利潤累積額は変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。

(2)として、以下の26事業者については、想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過した。

3番として、これらの事業者については、以下のように対応することが適切ということで、②の4事業者を除く事業者については、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経産大臣及び所管の経産局長から変更命令を行うということで、以下のとおりということでございまして、②のほうは、先ほどちょっと御説明申し上げた4社については変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過したことについて、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とするということでございまして、この意見回答文自体は後ろの資料5-2に各それぞれの大臣及び各経産局に対する意見回答文を後ろに添付してございます。

続きまして、3. 経済産業大臣への経済産業省令の改正の建議というところでございま

すが、こちらのほうに関しましては、先ほど御説明したように南遠州パイプラインに関しまして、分割して工事負担金収入を計上するという事で、以下のように特定ガス導管事業者が託送供給約款、または託送供給約款以外のガスの供給に係る契約の定めるところにより、工事負担金収入などを受けた場合については、託送収支計算書上、当期に一括して整理するのではなく、法人税法の定める耐用年数等により分割して整理できるようにすることといったことに関しまして、建議することとしたいということで、建議分については5—3、最後のページ、67ページになりますけれども、資料5—3のような形で経済産業省令の改正に関する建議ということで、この建議をすることとしたいと考えているところでございます。

以上、資料5に関する説明ということでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、委員の皆様から質問、あるいは御意見ございませんでしょうか。

○圓尾委員　圓尾ですけれども、よろしいでしょうか。

○八田委員長　よろしく申し上げます。

○圓尾委員　ありがとうございます。料金制度専門会合でも申し上げたのですが、こちらの本委員会でも同じことを発言しておこうと思います。

託送料金の値下げが26社出てくると思いますが、値下げは届出制なので、出された料金はそのまま受け取ることになると思います。

ただ、制度の主旨は、効率化の努力をしてコストを下げたときに、それを全部値下げで吐き出してしまえば、事業者へのインセンティブが働かないので、そういうケースにおいては、一部は値下げで還元し、一部は自らの利益として内部留保等に回すことを認める、というのが20年前から値下げ届出制を導入した狙いだったと思います。

それを踏まえると、値下げの届出を受け取るだけなのですが、なぜ原価と料金の乖離が起きて、こういう利益が出てきたかという中味の確認と、法の主旨に基づいて、値下げが出された幅が適正な幅になっているのかも我々委員会としては確認する必要があるのかと思います。その辺、値下げ届出が出された後のフォローも田中課長のほうでお願いできればと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

か。どうぞ。

○北本委員 北本です。

私も専門会合に出ておりますので、これについては特に議論ないのですけれども、67ページの建議の例えば南遠州でしたか、そこで一括で計上している場合に対しての収益を費用に併せて分割して計上することができるとする議案で、田中さん、よろしいのですよね。

○田中NW事業監視課長 そういうことでございます。

○北本委員 ただし、一方で税法は変わらないので、収益を分割して上げても課税は一括でされてしまう可能性がある点がある。事業者、例えば少人数で2、3人でやっているような事業者は、そこが託送収支計算書と税務計算が合わなくなるがそれは各種収支計算書上だけは可能であればやってくださいという意味でよろしいのですよね。

○田中NW事業監視課長 はい。託送収支計算書上で、こういう形で処理をしまして、御指摘の点のところについては、税務効果会計等ですれのところは多分処理をされる形になるかと思えます。

○北本委員 ただ、実務上、恐らく2、3人でやっている小さい中小企業者はあまり税効果会計を導入していないと思えます、またその知識もまだ事業者によってばらつきがあると思えますので、そこら辺混乱しないように気をつけられたほうがいいかなと思えます。よろしくをお願いします。

○田中NW事業監視課長 分かりました。留意してまいりたいと思えます。

○佐藤事務局長 しかし、税効果会計はできないけれども、託送収支計算は完璧にできるのか。そんなことあるのかという気もするけれども。

○北本委員 託送収支計算は案分するだけですよ。

○佐藤事務局長 ただ、これだけではなくて全部あるから。本当は完璧にできるのが前提だよ。

○八田委員長 ほかにございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、今のことについても考慮するということは実務上必要ないのでしょうか。今の事務局から御説明があったとおり、委員会として経産大臣及び経済産業局長等へ意見回答するとともに、経産大臣への省令の改正に関する建議をするということにしたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がございませんでしたので、案のとおりに進めさせていただきます。
第1部として予定していた議題は以上です。どうもありがとうございました。

——了——